

新型コロナウイルス感染症に係る『法人市民税 均等割 減免措置』の取扱について

1 コロナ特例措置の経緯 (法人市民税 均等割)

① コロナ軽減措置(終了) 【R2年2月1日～R4年1月31日】(2年間)

- ・コロナ感染拡大による経済への影響が不透明であったため、R2年2月から2年間限定で、全1～4号法人の均等割を一律に軽減する措置を実施。
- ・業績が低迷した業種だけでなく、業績が伸びた業種もあり、一律の軽減措置としては終了。

対象法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全1～4号法人(資本金1億円以下) ・ 約 10,000/11,400法人、約88%が対象
軽減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 ▲2.2億円/2年間 (内訳: R2 ▲0.9億円、R3 ▲1.3億円)

均等割	資本金等の額	従業者数	法人数	軽減前税率	→	軽減後税率	軽減額
4号	1千万円超 1億円以下	50人超	196	18万円	→	15万円	3万円
3号	1千万円超 1億円以下	50人以下	1,738	15.6万円	→	13万円	2.6万円
2号	1千万円以下	50人超	77	14.4万円	→	12万円	2.4万円
1号	1千万円以下 又は公益法人等	50人以下	8,069	6万円	→	5万円	1万円



② コロナ減免措置(継続中) 【R4年2月1日～R6年1月31日】(1年間+1年間延長)

- ・コロナの影響が、一部業種に残っているため、一律の対応でなく、減免という措置を1年間限定で実施。
(売上高が、コロナ前より30%以上減少した法人を対象に、コロナ軽減措置と同等の税額を減免)
- ・その後、コロナの経済への影響は減少傾向となったが、なお、行動制限等による影響が一部業種に残っているため、1年間延長。

対象法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号～4号法人(資本金1億円以下)で、 コロナ前より売上30%以上減 (※)コロナ前とは、H30.3月～R2.1月
減免額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 ▲1,350万円/2年間 (内訳: R4 ▲800万円、R5 ▲550万円)
減免件数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,157件/2年間 (内訳: R4/690件、R5/467件) ・ 法人市民税申告累計17,499件のうち、減免1,157件の割合は6.6% (R4の割合は7.1%、R5の割合は5.9%) (R5.11末 現在)

均等割	資本金等の額	従業者数	法人数	減免前	→	減免後	減免額
4号	減免額はコロナ軽減措置と同等(上表参照)						
3号							
2号							
1号							

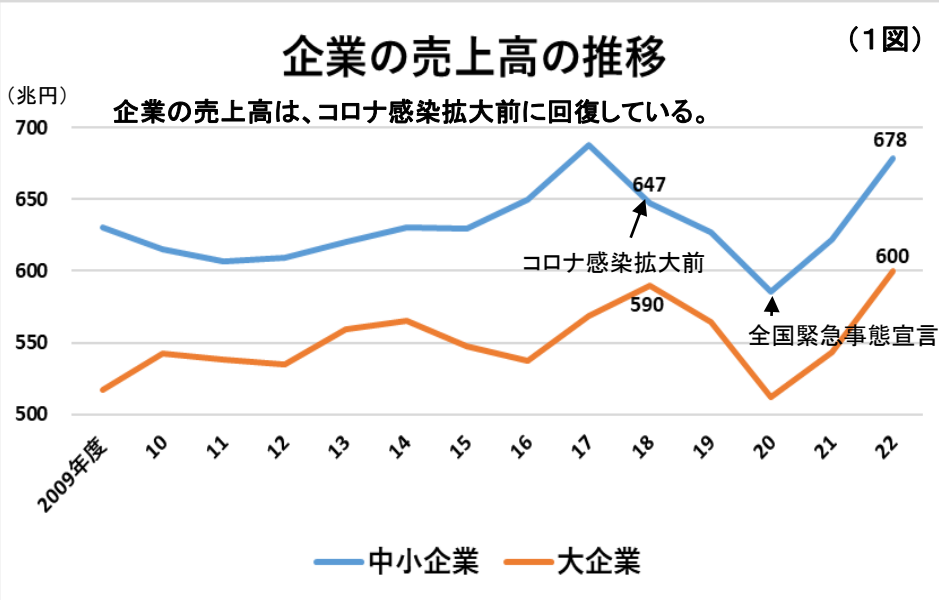
2 コロナ減免措置の今後の取扱

◆ **コロナによる経済への影響が減少したことから、令和6年1月31日で終了とする。**

- ① コロナが5類に変更され、行動制限(国からの一律の外出自粛等)が撤廃。
- ② 企業の売上高が、コロナ前より回復。(1図)
- ③ 国のコロナに関する経済対策(持続化給付金や雇用調整助成金の特例など)も既に終了。
- ④ 減免2年目になり、減免件数も減少。また、コロナ以外の要因による減免もあり、当初の減免の理由ではなくなっている。(2図)

3 参考資料

(※) 減免終了について、政策説明会(令和6年1月12日開催)で説明。



(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
 2.金融業、保険業は含まれていない。
 (財務省 法人企業統計調査データより作成)

